



函 総 行

平成28年10月25日

函館市役所労働組合連合会

中央執行委員長 長谷川 義 樹 様

函館市役所職員労働組合

執行委員長 長谷川 義 樹 様

全水道函館水道労働組合

執行委員長 古 矢 武 士 様

函館市交通労働組合

執行委員長 角 田 晃 教 様

市立函館病院労働組合

執行委員長 松 田 勝 行 様

函館市長 工 藤 壽 樹



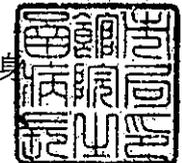
函館市公営企業管理者

企業局長 川 越 英 雄



函館市公営企業管理者

病院局長 吉 川 修 身



人事・給与制度の見直しについて（申し入れ）

人事・給与制度の見直しについて、別紙のとおり申し入れをいたしますので、貴職のご理解とご協力をお願いします。

人事・給与制度の見直しについて

1 給与制度の見直し

提 案 内 容	実施予定時期
(1) 平成28年人事院勧告に基づく給与改定 <ul style="list-style-type: none"> 給料表の改定 平均0.2%の引上げ 期末勤勉手当の支給割合引上げ 年4.2月分から年4.3月分に引上げ、勤勉手当に配分 (再任用職員は、年2.2月から年2.25月) 	平成28年 4月1日 平成28年12月1日
(2) 扶養手当の見直し <ul style="list-style-type: none"> 配偶者の手当額を他の扶養親族の手当額と同額まで引下げ、子の手当額を引き上げる等の見直し(段階的に実施) 	平成29年 4月1日
(3) 再任用職員の勤勉手当に係る上位の成績区分の適用 <ul style="list-style-type: none"> 勤務実績を支給額により反映しうるよう、「特に優秀」の成績区分の成績率を、「良好」よりも一定程度高くなるよう設定 	平成29年 6月1日
(4) 短期間の育児休業取得者の勤勉手当支給割合の見直し <ul style="list-style-type: none"> 育児休業の承認に係る期間が1か月以下である場合には、当該育児休業期間を勤勉手当の勤務期間から除算しない 	平成29年 6月1日

2 人事制度の見直し

提 案 内 容	実施予定時期
(1) 介護休暇の見直し <ul style="list-style-type: none"> 介護休暇を請求できる期間について、合計6月以内の範囲で、3回までの分割を可能とし、対象家族に係る同居要件を撤廃 	平成29年 4月1日
(2) 介護時間の新設 <ul style="list-style-type: none"> 連続する3年の期間内で、1日につき2時間以下で勤務しないことを承認する制度を新設 	
(3) 介護を行う職員の時間外勤務の免除 <ul style="list-style-type: none"> 介護を行う職員の時間外勤務を免除する制度を新設 	
(4) 育児休業等に係る子の範囲の拡大 <ul style="list-style-type: none"> 特別養子縁組の監護期間中の子等、法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大 	
(5) 職員の時差勤務の本格実施 <ul style="list-style-type: none"> 試行中の本制度の本格実施(試行開始:平成17年8月) 	
(6) 育児または介護を行う職員の早出遅出勤務の本格実施 <ul style="list-style-type: none"> 試行中の本制度の本格実施(試行開始:平成20年4月) 	